

タウンミーティング

町長と語ろう

テーマ「安全・安心のまちづくり」

▼問合せ
企画グループ ☎079(435)0356



2月7日(日) 10:00~11:00
消防 二子分団 参加者14人

Q. 播磨分署ができてから、分団が初期消火をする数が減っている。存続意義を聞かせてほしい

A. 分署ができて消防団のウエートは変わっていると思うが、分署だけではまかないきれない部分がある。火事だけでなく消防団の力を必要とするものが多くある。年末の特別警戒などは犯罪や火災の抑止につながっている。住民の方々は安心・安全のまちづくりを望んでおり、消防分団があることは安心につながっている。町も分団の必要性を感じている

Q. 町から活動費をもらっているが、ほかに自治会で消防会費を徴収している。転居してきた人は消防会費が負担になっていると思う。そのように思われながら活動するのはつらい。町で活動費をすべて確保していただければありがたい

A. 今は自治会に入らない人が増えている。それぞれの地域で消防会費のあり方が違うと思うので、消防団長や幹部と協議していきたい。

Q. 何のために消防団が存続しているか理解されていない

A. 自治会や自治会長の理解も必要だと感じる。自治会長会で消防団の意義を再度確認し必要性を伝えたい。自治会も消防団が地域にとって必要だということをもっとPRしていかねばならないと思う

Q. メールなどで播磨町の災害状況を発信してくれるようなものがあれば、消防団が活動しやすいが

A. 「防災ネットはりま」は情報をメール送信してくれるシステム。活用してほしい

Q. 消防署からの直接連絡はできないのか

A. 加古川消防本部からの連絡は



テーマ「心豊かなまちづくり」

Q. 播磨町駅前が殺風景だと思いが

A. 個人財産については町の関与は難しいが、駅周辺の環境改善のため、サンシティ東付近の道路整備を進めている

タウンミーティングに参加しませんか?

町長を囲んで、テーマに沿ってまちのことを語り合うのがタウンミーティングです。住民の皆さんから率直で身近な提案が寄せられています。詳しくは、お問い合わせください。

▶問合せ 企画グループ ☎079(435)0356

Q. 中央公民館にエレベーターが設置されたので、いけばな展に多くの方が見に来られるようになりうれしい。花器や材料を搬送するのでエレベーターは役に立つ

A. 公共施設にはバリアフリー化が必要であり要望を受けて設置した

Q. 孫は食物アレルギーがあるが、小学校の給食の対応はどうなっているのか

A. アレルギーのお子さんも増えているので学校も対応はとっている。場合によっては家から持ってきてもらうこともあるのでは

Q. 中学校給食では、男子と

消防団は、普段職業を持ちながら「自分たちの町は自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全・安心を守るために活躍している人たちが集まる消防機関のひとつです。播磨町の消防団員は、現在348人(内女性団員17人)で、火災発生時の消火活動、地震や風水害の災害発生時の救助・救出活動などに従事し、地域住民の生命・財産を守るために活躍しています。

また、災害発生時だけでなく、平常時においても訓練・防災・防火に対する啓発活動を行い、防災力の向上に貢献しています。播磨町消防団では、このような地域安全の「緑の下の力持ち」としての消防団員を募集しています。



▶対象 年齢が18歳以上50歳未満で、町内に居住している方
▶問合せ 健康安全グループ ☎079(435)2721

絡なので難しい

Q. 個人に伝わるようにしておかなければ、担当が行ってからは遅い

A. スムースな伝達方法はなにかを確認し返事をする

Q. 土山駅南にできる病院は

どうなっているのか

A. 病院と賃貸借契約を結び、町が土地を貸与し病院の方で建設される。今年の3月に着工、来年4月に開院の予定

Q. 高齢者が行きやすいように、コミバスも実施してほしい

A. コミバスを実施するため関係者を集めた会議も開催し、金額も試行のルートも決めていたが議会で否決された。病院、また特別支援学校などの開設に伴い公共交通が環境の意味でも必要かと思う。ただ路線バスが走っているルートは通れないので、新たなルートが必要。22年度以降新たな形で研究して実施に向けて努力したい

Q. 浜幹線事業の進行状況を教えてください

A. 現在早期開通に向けて鋭意努力している。ダイワボウの社宅跡は170軒くらいの宅地に分譲される。浜幹線から旧浜国の接続も計画に入っている。大池周辺は去年新井の看板が設置され水利組合の意見もある。浜幹線の整備とあわせて整備ができればと思う。新たな幹線道路ができれば通勤車両の生活道路への通行が減るものと思う

Q. 浜幹線は、全工区一度に整備するのは

A. 3区画くらいに分けて実施する予定。買収状況などによって順序が変わるかもしれない



2月1日(月)
10:00~11:30
いけばな協会 参加者10人

Q. 初期投資に約7千万円強。今後、ランニングコストが必要。食材費は小学校と同じように各自で負担してもらう

A. 原則として全員給食。業者が調理後配送する。法改正により労働の形態も大きく変わり、単身家庭も増えている。学校給食法も改正され、義務教育として行政の責任を果たすため中学校給食を実現させる

Q. 来客時に駐車場がなく家の前に路上駐車する。警察から委託された業者が取り締まりにくる

A. 役場は関与しておらず、各地域で話し合っ検討して

いただきたい

Q. 土山駅南の東側駐輪場ができる前に、西側駐輪場を利用しようと思ったら不愉快な言い方をされたことがあった

A. 西側はいつ行っても満車とよく聞いていた。東側を新設した時、西側の月極めの利用者にも東側に移動していただいたので、今は受け入れやすくなっている。管理はシルバー人材センターをお願いしているが担当に伝えておく

Q. 高校生は車や自転車は左を通るといふ基本的なことが守られていない。行儀の悪さが目立つ

A. 高校生の自転車通学のマナーについて他からも聞いています。学校にも言っており、先生方も指導され努力されているがなかなか徹底が難しい

Q. 公民館の内部の塗装の計画はあるのか。2階の壁がすごく汚れている

A. この2、3年中央公民館は、空調やエレベーター、屋上防水、外壁塗装などかなり改善してきた。指定管理者とも協議させていただき優先順位を考えて検討したい

播磨町のいいところ 写真募集

平成21年度に行いました「私の好きな播磨町の風景」写真展はたくさんの方々に来ていただき、ありがとうございました。

さて、今回は播磨町のいいところを多くの住民の方に知っていただき、残していけたらという思いから、播磨町のいいところを探して写真に撮ってご応募ください。いいところ探しをして、播磨町のよさを発見してみませんか？

また夏には写真展を行い、人気投票も予定しております。ふるってご応募ください。



▶ **応募方法** A4サイズの写真に氏名・住所・電話番号・撮影年月・場所を記入したものを添えて都市計画グループまで提出してください。1人3点までとします。また電子データも提供していただける場合は、CD-RもしくはUSBをお持ちください

▶ **募集期限** 6月30日(水)

▶ **注意事項**

- ・播磨町内を撮影したもので合成写真は応募できません。
- ・応募にかかる費用は応募者の負担となります。
- ・応募作品の著作権及び使用する権利は町に帰属します。
- ・原則として応募作品は返却しません。
- ・応募作品は、著作権、肖像権など第三者の権利を一切侵害しないものとし、必要がある場合は必ず被写体の承諾を得た上で応募してください。
- ・人物そのものをテーマとする作品は応募できません。
- ・テーマの趣旨に合わない、公序良俗に反する写真及び商業目的の写真は応募対象としません。

▶ **問合せ** 都市計画グループ
☎079(435)2366

平成22・23年度 後期高齢者医療の保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直されます。

保険料率(平成22・23年度)

広域連合決算剰余金約67億円の活用と、兵庫県に設置している財政安定化基金から約21億円を取り崩し、合計約88億円を繰り入れることにより、均等割額を据え置くとともに、所得割率の上昇を0.16ポイントに抑制することが出来ました。

兵庫県の平成22・23年度保険料の計算方法

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

$$\begin{matrix} \text{①+②} \\ \text{保険料額(年額)} \\ \text{(上限50万円)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{①均等割額} \\ 43,924円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{②所得割額} \\ \left(\frac{\text{※総所得金額等} - 33万円}{\text{所得割率}} \right) \times 8.23\% \end{matrix}$$

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。[ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含みません]

保険料額の通知

個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

所得の低い方の軽減

次の①②の方は、平成21年中の所得に応じて平成22年度の保険料額が軽減されます。軽減額は平成21年度と同額です。

① **均等割額** 平成21年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が一定の金額以下の方

総所得金額等(被保険者+世帯主)が 次の基準以下の世帯		軽減割合 (軽減後均等割額:年額)
基礎控除額(33万円)	被保険者全員の各所得が0円(年金所得は控除額を80万円として計算)	9割(4,392円)
	上記以外	7割(13,177円)→ 注1)8.5割(6,588円)
	基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)	5割(21,962円)
	基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数	2割(35,139円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

注1)本来は7割軽減ですが、軽減措置により平成22年度は8.5割軽減となります。
② **所得割額** 所得割額算定にかかる所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下の方は所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。さらに特例として、平成22年度は均等割額が9割軽減され、年額4,392円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は、対象にはなりません。

▶ **問合せ** 播磨町保険年金グループ ☎079(435)2581
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078(326)2021

平成22年度介護保険料のお知らせ

▼ **問合せ** 保険年金グループ ☎079(435)2582

特別徴収(年金から天引き)対象の方へ

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、町民税の課税区分(課税・非課税)および前年の合計所得金額などに基づき決定するため、これが確定する6月以降でなければ決まりません。

このため、平成21年度から継続して特別徴収により納付されている方の、平成22年4月、6月および8月の保険料は、基本的に平成22年2月に年金から徴収しました保険料額と同じ額を「保険料仮徴収額」として徴収させていただきます。

すのでご了承ください。普通徴収(納付書・口座振替で納付)対象の方へ
特別徴収の部分でも述べましたが、平成22年度の保険料額は6月以降でなければ決定できません。そのため普通徴収の方についても、平成21年度の保険料額を基に第1期(4月)分の保険料を徴収します。

特別徴収(年金天引き)の方法

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
仮徴収	仮徴収	仮徴収	本徴収	本徴収	本徴収

●仮徴収(4月・6月・8月の支払い分)

基本的に前年度最後の支払い月(2月支払い分)と同じ金額が仮徴収として、年金から天引きされます。

●本徴収(10月・12月・翌年2月の支払い分)

今年度分の保険料額の確定を受けて、仮徴収額との調整が行われます。「確定した保険料の年額 - 仮徴収合計額」を3回(10月、12月、2月)に分けて徴収されます。

人権尊重の地域づくり事業 ひとを大切にしたい地域づくりを 応援します

各自治会で実施する、命を尊ぶ心をはぐくむ取り組みをはじめ、青少年問題や高齢者問題、女性の社会参加や外国人との交流活動など身近な人権課題への取り組みを応援します。



各自治会で実施する、命を尊ぶ心をはぐくむ取り組みの様子。

▼ **事業内容**

- ① **人権啓発事業**
- ・自治会内の身近な人権課題の解決に向けた諸活動
- ・人権にかかわる芸術文化活動
- ・人権標語や身元調査お断りシールによる啓発活動
- ・命や人権にかかわる施設見学 など

※①の人権啓発事業を実施する自治会は、②交流事業③リーダー養成事業に対する補助を申請することもできます。

▼ **募集期間** 5月6日(木)～6月10日(木)

▼ **申込み・問合せ** (第2庁舎2階 播磨町教育委員会) 生涯学習グループ ☎079(435)0565

播磨町人権教育基本方針が改定されました

▼ **問合せ** 生涯学習グループ ☎079(435)0565



昨今の様々な人権課題に対応できるよう、「播磨町人権教育基本方針」が昨年10月に改定されました。人権尊重「共に生きよう、ふれあいのまち」宣言を具現化するための指針となるものです。すべての人が、あらゆる不当な差別をなくし、みんなが幸せに生きていけるよう、一人ひとりが主体的に取り組むことの大切さが示されています。

町長の任期満了に伴う選挙を本年6月20日(日)に行います

町長選挙の立候補予定者説明会を開催します 同選挙の投票立会人を募集します

▼応募・問合せ 選挙管理委員会
☎079(435)0357
FAX079(435)3398
メールアドレス soumu@town.harima.lg.jp

立候補予定者説明会の開催

会場の都合上、1人の候補者につき出席者は3人以内とさせていただきます。

▼日時 4月28日(水) 午後1時30分

▼場所 役場第1庁舎3階B C会議室

投票立会人の募集

▼応募資格要件 町内に居住し、播磨町の選挙人名簿に登録のある有権者

▼募集人数 各投票所2人ずつ、合計26人

※応募者多数の場合は抽選で決定します。

▼立会場所 名簿が登録されている投票所

立会日時

投票日当日 6月20日(日)

午前6時45分〜午後8時

▼報酬 1万1千円(税引き後1万670円支給)

▼応募方法 5月7日(金)までに、電話、ファクスまたは電子メールで応募してください
※ファクス・電子メールでの応募は、件名「町長選挙投票立会人」・住所・氏名・生年月日・常時連絡の可能な電話番号を記入してください。

▼問合せ 選挙管理委員会
☎079(435)0357



地籍調査が始まります

▼問合せ 都市計画グループ ☎079(435)2366

平成22年度から地籍調査事業を行います。初年度は、新島地区から着手します。播磨町全域の調査期間は約30年と見込んでいます。土地所有者の皆さんのご協力をよろしくお願いたします。

Q. 地籍調査とは？

A. 人に戸籍があるように、土地にも地籍という戸籍があります。

地籍調査とは、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び面積に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいいます。

地籍調査により作成された「地籍簿」と「地図」は法務局に送付され、法務局において地籍簿をもとに土地登記簿を改め、地図図が登記所備付地図として備え付けられます。

Q. なぜ必要なのですか？

A. 現在、法務局に備え付けられている地図の多くは、明治初期に作成されたもの

です。これらの地図は精度も低く、その上、長い年月の経過により、土地によっては、地図と現地の位置・形状が一致しないものもあります。そのため、土地・建物の売買などの土地取引や不動産の表示に関する登記申請などに支障を生じています。

地籍調査は、現地と地図・登記簿との不一致を解消するものです。

地籍調査の効果

○災害復旧の迅速化

災害の後でも元の位置が容易に確認でき、迅速な復旧に役立ちます。

○土地取引の円滑化

正確な土地の状況が登記簿に反映され、登記制度の信頼性が向上するとともに、安心

して土地取引が出来るようになります。

○土地の境界にかかわるトラブルの防止

境界が明確になるので、境界紛争のトラブルを未然に防ぐことにつながります。

○公共事業の円滑化

公共事業の計画、設計、用地買収が容易になります。

○課税の適正化

面積が正確に測定されるため、課税の公平化が図れます。

“ライトアップ作戦” 協賛企業を紹介します



加古川市・播磨町・稲美町の企業で構成される「加古川地区企業防犯協会」が犯罪抑制効果をねらい、平成9年度から取り組んでいる“ライトアップ作戦”(防犯灯設置運動)への協賛企業を紹介します。播磨町では、今年度までの13年間で協賛金として合計401万円の寄付をいただき、186灯の防犯灯を設置しました。ありがとうございました。

“ライトアップ作戦” 協賛企業 (平成21年度 播磨町分)

住友精化(株) 別府工場	(株)神鋼環境ソリューション 播磨製作所
ダイワボウポリテック(株) 播磨工場	(株)神戸製鋼所 播磨工場
川崎重工業(株) 播磨工場	(株)神鋼エンジニアリング&メンテナンス 播磨事務所
(株)東播自動車教習所	(株)ノザワ 播州工場
東亜外業(株) 東播工場	田岡化学工業(株) 播磨工場
(株)きしろ 播磨工場	住友金属鉱山(株) 播磨事業所
日本山村硝子(株) 播磨工場	星光PMC(株) 播磨工場
(株)タイホーコーザイ 播磨工場	兵神機械工業(株)
(株)リョーサン	セイカテクノサービス(株)
明姫生コンクリート工業(株)	

春の全国交通安全運動 4月6日(火)~15日(木)

4月6日(火)は「交通安全意識を高める日」
4月10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」

この運動は、住民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、住民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

★重点目標

- ・子どもの交通安全
- ・自転車の交通安全
- ・夕暮れ時の交通安全
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶



中小企業の皆さんへ 信用保証料補助の期間を延長します

▼申込み・問合せ 住民グループ ☎079(435)2364

播磨町では、中小企業の皆さんを支援するため、セーフティネット保証を利用した融資に対して、その融資に必要な信用保証料の一部を補助しています。補助の期間は平成21年度限りとなっております。

が、長引く景気低迷を受け、1年間延長することとなりました。融資をお考えの際は、ご利用をご検討ください。

▼対象となる融資 中小企業信用保険法第2条第4項の規定(セーフティネット保証)による播磨町長の認定を受け、認定期間中に受けた融資

▼申請できる方

・個人事業主の方

・個人事業主の方

・個人事業主の方

・個人事業主の方

・法人の方 播磨町内に本社を構える方

▼補助する額 支払った信用保証料の2分の1(上限20万円)

▼補助する期間 平成23年3月31日融資分まで

▼申請期限 融資を受けた日から2カ月以内



国民健康保険こんなときは届出を

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

職場の医療保険(健康保険や共済組合、船員保険など)や後期高齢者医療に加入している人、生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

次のようなときは、14日以内に届け出てください。

	こんなとき	届出に必要なもの
加入するとき	転入してきたとき	印鑑、転出証明書
	ほかの健康保険をやめたとき(退職したときや健康保険の扶養からはずれたとき)	印鑑、健康保険の資格喪失証明書(各事業所で証明を受けてください)
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき(出産育児一時金の申請)	印鑑、国保証、世帯主名義の預金通帳
やめるとき	ほかの健康保険に加入したとき	印鑑、国保証、健康保険証か健康保険の資格取得証明書
	生活保護を受けることになったとき	印鑑、国保証、保護開始決定通知書
	死亡したとき(葬祭費の申請)	印鑑、国保証、喪主並びに葬儀が確認できる書類(会葬御礼はがきや葬儀会館の領収書)、喪主名義の預金通帳
その他	退職者医療制度に該当するとき	印鑑、国保証、年金証書
	※退職者医療制度に該当すると… 厚生年金や共済組合などの老齢(退職)年金を受けており、年金加入期間が通算20年以上か40歳以降に10年以上ある人で65歳未満の方は、届出により65歳の誕生日まで退職被保険者証が交付されます。 退職者医療制度では、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。退職者医療制度の対象となっているにもかかわらず届出がされない、拠出金が負担する医療費分まで国保が負担することになります。皆さんの負担軽減が図られることにもなりますので、対象となったら必ず届出をお願いします。	

※国保証(国民健康保険被保険者証)を交付している世帯の方は国保証を持参してください。

平成22年度の国民年金保険料月額と有利な前納割引制度

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4740

国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年度引き上げられることになっていて、平成22年度の保険料は月額1万5千100円となっています。毎月の保険料は、厚生労働省から毎年4月の下旬に送られてくる1年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。窓口は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

有利な前納割引制度

保険料は、1年分または6カ月分など、定められた月数分について、前納すると割引になります。
例えば、平成22年度の1年分の保険料を現金で前納すると17万7千980円で、年間3千220円(1.8%)の割引になります。

また、月々の保険料を「口座振替の早割」で1カ月早めて納付すると、年間600円(月額50円)の割引になります。なお、平成22年度の一部納付(一部免除)の保険料月額は、4分の3納付で1万1千330円、半額納付で7千550円、4分の1納付で3千780円となっていますが、この一部納付についても前納制度が設けられています。
そのほか、前納制度と口座振替などの詳細については、年金事務所にご相談ください。

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4740
http://www.sia.go.jp/



▲P32きゃんぱすだより 播磨南中学校スキー教室より

- 役場・教育委員会 ☎079(435)0355 FAX(435)3398
- 健康いきいきセンター ☎079(435)5578 FAX(435)5140
- 福祉しあわせセンター ☎079(435)1712 FAX(436)5610
- デイサービスセンター ☎079(437)6155 FAX(437)0065
- 加古川総合保健センター ☎079(429)2923 FAX(429)6300
- 播磨ふれあいの家 ☎079(678)1481 FAX(678)1482

交通事故の状況

平成22年2月末現在 昨年比

	件数	傷者	死者
加古川市	319 (-48)	370 (-67)	1 (±0)
稲美町	39 (-5)	48 (-8)	0 (±0)
播磨町	28 (-5)	33 (-2)	0 (±0)

犯罪発生状況

1月の町内犯罪発生件数 44件 (前月比 +2件)

種別	件数
倉庫荒し	1
オートバイ盗	3
自転車盗	7
置き引き	1
車上ねらいなど	14
色情ねらい	1
万引き	1
暴行	1
公然わいせつ	2
器物損壊など	9
その他	2

平成22年犯罪累計44件

「声かけ」で 空き巣や ひったくり

福祉

心身障害者扶養共済掛金補助金の交付申請

兵庫県心身障害者扶養共済制度に加入されている方に、平成21年度第3期(平成21年12月～平成22年3月分)の心身障害者扶養共済掛金に対する補助金を交付します。申請期間内に必要書類を添付して申請してください。

- ▼対象 兵庫県心身障害者扶養共済制度加入者
- ▼申請期間 4月1日(木)～9日(金)
- ▼必要書類 掛金の領収証(平成21年12月～平成22年3月分)、振込先金融機関の確認ができるもの(郵便局以外)、印

心身障害者福祉年金の振込

3月期支給の後期の福祉年金を、3月25日(木)に口座に振り込みます。個人あての通知はしませんのでご了承ください。

心身障害者更生援護補助金の申請

広報3月号に掲載しました右記の補助金について、申請期間は4月30日(金)までとなっています。忘れずに申請してください。

身体障害者自動車運転免許取得費用の助成

身体障がい者の方が自動車運転免許を取得するのに要する費用の一部を助成しています。

- ▼対象 次の条件にすべてあてはまる方
- ①町内に1年以上住所を有している方
- ②道路交通法第98条第1項に規定する指定自動車教習所において技能を取得し、運転免許を新規に取得された方
- ③運転免許取得に要した経費を、自らの負担で指定自動車教習所に支払をされた方
- ④自動車を使用することにより就業の安定、生活の向上

等施設費助成制度の廃止

「はり、きゅう、マッサージ等施設費助成制度」は、高齢者の健康保持などを目的として実施してまいりました。しかし、健康いきいきセンターの

整備、健康診査など施策の充実により、当初の目的を達したと考え、平成17年度から5年間段階的に削減してきました。
本年3月末日で廃止となりますのでお知らせします。ご理解いただきますようお願いいたします。

- ▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361
- ▼申請時期 免許取得後1カ月以内

相談無料

交通事故にあわれた方の相談に 専門の相談員が応じます

神戸自動車保険請求相談センター ☎078-222-7220

相談日 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00

弁護士相談日 毎週木曜日 ※予約制要面談

